

平成 30 年 3 月 28 日付認可
(変更)令和 4 年 8 月 29 日付認可

独立行政法人空港周辺整備機構 中期計画

独立行政法人空港周辺整備機構(以下「機構」という。)は、福岡空港の周辺地域における航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善に資することを目的として、福岡空港周辺の環境対策事業(再開発整備事業、住宅騒音防止対策事業、移転補償事業、緑地造成事業)を実施してきた。

一方、「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律(平成 25 年 6 月 12 日法律第 34 号。以下「民活空港運営法」という。)」が施行されたことにより、国は空港運営の民間委託を進めることとなり、また、環境対策事業についても国管理空港運営権者(民活空港運営法第 4 条第 2 項に規定する国管理空港運営権者をいう。以下「運営権者」という。)へ移管することとされたところである。

さらに、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定。)」において、「福岡空港について民間委託の手続きを進める際には、周辺地域の理解を得る観点からも、丁寧な手続きを踏む必要があることから、業務移管に当っては、必要な経過措置等も含めた業務の適正かつ円滑な実施を確保する。本法人の業務が全て終了した段階で、本法人は廃止する。」ことが決定された。

これらの方針等を踏まえ、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 30 条の規定に基づき、国土交通大臣から指示を受けた中期目標(平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間の目標)を達成するための計画を以下のとおり定める。

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措置
福岡空港と周辺地域の共生に貢献するため、国等と密接な連携を図り、将来の事業見込み等にも留意しつつ、以下の事業について確実・適正な執行を図る。

(1) 再開発整備事業

地域のまちづくり・生活環境改善の一環として、国、関係自治体及び地元関係者と一体となって取り組んできた結果、郵便集配施設・郵便局、ホームセンター、複合商業施設などの施設整備及び誘致を実現し、地域の活性化を図ってきた。今後も地域と空港の共生に貢献するため、貸借人の経営状況の把握に努めるなど、事業の健全性を確保しつつ、賃貸料の収入をもって保有資産の適切な維持管理を図っていく。

(指標:定期巡回による全施設月 1 回の点検実施)

(指標:全貸借人との情報交換のための面談等 年 1 回以上)

(2) 住宅騒音防止対策事業

「公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和 42 年法律第 110 号。以下「騒防法」という。)」に基づく国や地方公共団体からの補助事業として次のとおり取り組む。

国及び関係自治体との情報共有、自治体広報誌への事業案内の掲載や窓口でのパンフレット等の配布による積極的な広報等を通じて、事業を円滑かつ着実に実施することにより空港周辺住民の生活環境改善を図る。

また、事務処理の効率化等により補助金申請から交付決定までの日数の短縮を最大限図り、事業を着実に推進していく。

(指標: 更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60日以内)

(3) 移転補償事業

騒防法に基づく国からの受託事業として次のとおり取り組む。

地域と空港の共生に貢献するため、測量等の調査や申請者との契約交渉などのスケジュール管理、事務処理の効率化により契約締結までの日数の短縮を最大限図る。

また、出資者である国及び関係自治体との情報共有、自治体広報誌への事業案内の掲載や窓口でのパンフレット等の配布による積極的な広報、移転補償にかかる各種相談への対応により、円滑かつ着実な事業の実施を図る。

(指標: 申請後の測量等の調査開始から契約までの日数 原則270日以内)

(4) 緑地造成事業

騒防法に基づく国からの受託事業として、地域と空港の共生に貢献するため、航空機騒音障害の緩衝帯である緑地造成について、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していく。

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

国の行政の業務改革に関する取組方針(平成26年7月25日総務大臣決定)等で示された業務の見直し及び業務処理の電子化等を踏まえ、以下の取組を行うことにより、コスト削減等を推進し業務運営の効率化を図る。

(1) 業務改善の取組

① 業務運営の効率化

現体制の下、人材の確保・育成、技術の承継により組織を一層活性化するとともに、将来の事業見込み等にも留意しつつ更なる業務の見直しを行い効率的な事業執行を図る。

イ 人材の確保については、出向元である国、福岡県及び福岡市との綿密な人事調整を行い、空港周辺環境対策事業の円滑な運営に必要な専門的能力及び知識を有する役職員を確保する。

ロ 外部講師による研修の実施や外部研修への参加等により、職員の育成を促進し、効率的な業務運営、組織の活性化を図る。

ハ 出向元である国、福岡県及び福岡市から新たに配属された職員への機構の事業全体像についての研修の開催や、最新の規則規程についても組織内のインターネットで閲覧できる状態にし、効率的に知識、情報及び技術を承継していく。

② 事業費の抑制

事業費について、事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度(平成29年度)比で5%以上に相当する額を削減する。

③ 一般管理費の抑制

一般管理費(人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、業務運営の効率化を図ることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度(平成 29 年度)比で15%以上に相当する額を削減する。

④ 契約の適正化・調達の合理化

引き続き、「独立行政法人における調達等合理化の取組推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)等を踏まえ、契約の適正化を推進し、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、外部有識者等による契約監視委員会を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行う。

また、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。なお、新たに競争性のない随意契約を締結する全ての案件について、機構内に設置する入札及び契約事項審査会による事前点検を行う。

⑤ 給与水準の適正化

給与水準については、引き続き、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給との在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を毎年度公表する。

(2) 業務のデジタル化及びシステムの最適化

機構の情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等の体制整備を行う。

業務運営の簡素化及び効率化を図るため、再開発整備事業貸付物件資料のデータベース化拡充、住宅騒音防止対策事業工事関係書類の電子化と防音工事システムとの連動推進など事業に係るシステムを強化・効率化し、ICTの活用等により、業務のデジタル化及びシステムの最適化を推進する。

3. 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

本計画に従ったサービスその他業務の質の向上を図りつつ、予算、収支計画及び資金計画を別紙のとおり策定のうえ、予算管理を徹底し、引き続き健全な財務体質の維持を図る。

4. 短期借入金の限度額

資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、400百万円とする。

5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

該当なし。

6. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

該当なし。

7. 剰余金の使途

固有事業(再開発整備事業)に充てる。

8. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項

(1) 適切な内部統制の実施

内部統制については、これまでと同様に充実・強化を図る。その際、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知)を踏まえ、内部統制を機能させるための規程類、体制を常にチェックし評価・改善を行う、PDCAサイクルを実行していく。

指示の伝達、情報共有・活用等に資するために引き続き内部各委員会の開催、職員研修の実施、内部コミュニケーションの活性化等を図る。これらが有効に行われているかの点検・検証と、その結果を踏まえた取組の見直し・推進を行う。

(2) 情報セキュリティ対応等の取組の推進

情報セキュリティ、個人情報保護対応については、平成27年9月の「サイバーセキュリティ戦略」等の政府方針を踏まえ、独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティポリシーに基づき、適切な情報セキュリティ対策を行う。これに基づき、ハード及びソフトの両面での不斷の見直し、役職員の高い意識を保持するための適時適切な研修など情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。併せて、これらの取組の点検・検証と、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行う。

(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化

周辺住民、国及び関係自治体等との十分な意思疎通を図りながら、空港と周辺地域の共生に資するため、次の措置を講ずる。

① 国及び関係自治体との連携

機構が行う周辺環境対策の見直し等に当たっては、国及び関係自治体と構成する「連絡協議会」、業務の調整及び意見交換のための会議等(以下「連絡協議会等」という。)を通じて、十分な意思疎通を図る。

② 広報活動の充実

機構が担う空港周辺の環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、透明性の確保、空港周辺住民の理解増進及び運営権者への円滑な環境対策事業の承継を図る観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするための広報の充実に努める。

イ 公共工事に係る発注情報や契約結果情報の提供、毎事業年度に係る事業報告書や決算報告書などの財務情報などを適切に公表する。

ロ ホームページの内容について、利用者にわかりやすい表現を心がけ、年間20回程度の更新を目途とし、常に最新の情報を提供する。

ハ 関係自治体と連携を図り、パンフレットの配布・自治体広報誌への情報掲載等の広報活動を行う。

③ 地域への啓発活動

イ 環境学習や見学の要望があった場合は適切に対応する。

ロ 空港で開催される「空の日」といったイベントや、国及び関係自治体で構成する「連絡協議会」等の場を活用し、積極的に啓発活動を行う。

④ 地域住民のニーズの把握

機構に寄せられた質問・意見を検討し、地域住民のニーズの把握に努めることでよりよい事業を実施していく。

(4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進

国からの委託により機構で実施している環境対策事業については専門知識・経験等が求められる業務であることから、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していく。

① 研修員の受入れ

運営権者による円滑な業務の実施を確保するため、平成31年4月頃予定の空港運営事業開始日以降から環境対策事業承継までの間、運営権者から機構へ常勤の研修員を少なくとも1名以上受け入れ、研修を行う。

② 業務の可視化パターン化の推進

内部統制システムで作成している、各事業内容や管理部門の業務を図示化した業務フローチャートの充実及び業務上起こり得るリスクとその対策を可視化したリスク管理表の充実を図り、それを元に運営権者への事業説明資料を作成することでスムーズな事業の承継を行う。

(5) 騒防法第29条第1項に規定する積立金の使途

騒防法第29条第1項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、騒防法第28条に規定する業務の運営の使途に充てる。

別 紙

予算

収支計画

資金計画

(単位：百万円)						
区分	固有事業	受託事業	その他事業	法人共通	合計	
収入	3,085	9,626	608	18	13,336	
業務収入	3,082	—	—	—	3,082	
補助金収入	—	—	598	—	598	
受託金収入	—	9,626	—	—	9,626	
負担金収入	—	—	10	—	10	
長期借入金等収入	—	—	—	—	—	
雑収入	3	—	—	18	20	
継越金受入	—	—	—	—	—	
支出	2,229	8,854	265	1,713	13,062	
固有事業	2,229	—	—	—	2,229	
受託事業	—	8,854	—	—	8,854	
その他事業	—	—	265	—	265	
人件費	—	—	—	1,345	1,345	
一般管理費	—	—	—	368	368	

(単位：百万円)						
区分	固有事業	受託事業	その他事業	法人共通	合計	
費用の部	2,278	8,854	268	1,704	13,104	
経常費用	2,278	8,854	268	1,704	13,104	
業務費用	2,263	8,854	268	—	11,385	
固有事業	2,263	—	—	—	2,263	
受託事業	—	8,854	—	—	8,854	
その他事業	—	—	268	—	268	
一般管理費	—	—	—	1,704	1,704	
人件費	—	—	—	1,345	1,345	
物件費	—	—	—	359	359	
減価償却費	—	—	—	—	—	
財務費用	15	—	—	—	15	
雑損	—	—	—	—	—	
臨時損失	0	—	—	—	0	
収益の部	3,125	9,626	611	—	13,361	
経常収益	3,125	9,626	611	—	13,361	
業務収入	3,082	—	—	—	3,082	
受託収入	—	9,626	—	—	9,626	
補助金等収益	40	—	611	—	651	
財務収益	3	—	—	—	3	
雑益	—	—	—	—	—	
臨時利益	—	—	—	—	—	
繰出金・繰入金	-582	-771	-343	1,696	0	
純利益	265	—	—	-8	257	
目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	
総利益	265	—	—	-8	257	

(単位：百万円)						
区分	固有事業	受託事業	その他事業	法人共通	合計	
資金支出	3,877	8,872	273	1,807	14,829	
業務活動による支出	2,211	8,872	273	1,730	13,086	
投資活動による支出	—	—	—	—	—	
財務活動による支出	206	—	—	—	206	
次期繰越金	1,460	—	—	77	1,537	
資金収入	4,382	9,642	621	184	14,829	
業務活動による収入	3,085	9,626	608	18	13,336	
業務収入	3,082	—	—	—	3,082	
受託金収入	—	9,626	—	—	9,626	
その他の収入	3	—	608	18	628	
投資活動による収入	—	—	—	—	—	
財務活動による収入	—	—	—	—	—	
前期よりの繰越金	1,297	16	13	166	1,493	

※ 計数は単位未満を四捨五入しているため合計額が一致しないことがある。